両締約国が他の適用開始の日が適用されることについて合意する旨を宣言する場合には、改正された条約の既存の締約国は改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づき、改正された条約に規定する日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税に関する情報を新たな締約国から受領することができることを認識し、

さらに、このため、両締約国が他の適用開始の日が適用されることについて合意する旨を宣言する場合には、改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づき、改正された条約に規定する日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税に関する情報を新たな締約国に送付することができることを認識し、

改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づいて受領された情報は送付国が多数当局間合意に基づいて情報を自動的に交換した報告期間と同一の報告期間に関する受領国による送付国に対するその後の要請につながる可能性があることを認識し、

共通報告基準に関連する情報を改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づいて並びにその後の要請に関連する情報を改正された条約第五条の規定に基づいて送付する国又は領域の責務はこれらの情報が関係する受領国の課税期間又は課される租税にかかわらず、送付国の関連する報告期間を含む多数当局間合意の条件によって規律されることを確認して、

日本国政府は、日本国と改正された条約の他の締約国であって同様の宣言を行ったものとの間における改正された条約第五条の規定に基づく行政支援についても、当該支援が多数当局間合意の対象となる送付国の報告期間に関して多数当局間合意に基づいて交換される情報に関連するその後の要請に関わる場合には、受領国における当該情報が関係する課税期間又は課される租税にかかわらず、改正された条約を適用することを宣言する。

日本国政府は、日本国と改正された条約の他の締約国であって同様の宣言を行ったものとの間において、受領国における当該情報が関係する課税期間又は課される租税にかかわらず、多数当局間合意の条件に従って改正された条約を適用することを宣言する。

○外務省告示第二百七十五号

日本国政府は、平成二十九年七月二十八日に、租税に関する相互行政支援に関する条約第二十八条6第二文の規定に従い、国別報告書の交換に関する多数の権限のある当局の間の合意に基づく情報交換の適用開始の日に関する宣言を経済協力開発機構事務総長に提出した。

この宣言は、既に同じ宣言を提出している国との間では日本が宣言を提出した日に、日本より後に宣言を提出する国との間ではその国が宣言を提出する日に、それぞれ効力を生ずる。

なお、既に同じ宣言を提出している国は、平成二十九年七月十二日現在次のとおりである。

ブラジル連邦共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、メキシコ合衆国、オランダ王国

平成二十九年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

国別報告書の交換に関する多数の権限のある当局の間の合意に基づく情報交換の適用開始の日に関する宣言

日本国政府は、二千十八年に国別報告書の自動的な交換を開始する意図を有することに及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書によって改正された租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「改正された条約」という。）第六条の規定に基づいて国別報告書を自動的に交換することを可能にするために日本国の権限のある当局は、二千十六年一月二十七日に国別報告書の交換に関する多数の権限のある当局の間の合意（以下「多数当局間合意」という。）への参加に関する宣言に署名したことを考慮し、

改正された条約はその第二十八条6の規定に従い、一の締約国について効力を生じた年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間又は課税期間がない場合には同日以後に課される租税に関する行政支援について適用されることを考慮し、

改正された条約第二十八条6は、二以上の締約国が改正された条約を一の締約国について効力を生じた年の翌年の一月一日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税に関する行政支援について適用することについて相互に合意することができる旨を規定していることを考慮し、

一の国又は領域は改正された条約が適用される受領側の国又は領域（以下「受領国」という。）の課税期間又は課される租税に関する情報のみを改正された条約に基づいて送付することができることを認識し、

国別報告書を改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づいて送付する国又は領域の責務はその情報が関係する受領国の課税期間又は課される租税にかかわらず、送付国の関連する報告期間を含む多数当局間合意の条件によって規律されることを確認して、

日本国政府は、日本国と改正された条約の他の締約国であって同様の宣言を行ったものとの間では、改正された条約の既存の締約国は改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づき、改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づき、改正された条約に規定する日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税に関する情報を新たな締約国から受領することができることを認識し、

さらに、このため、両締約国が他の適用開始の日が適用されることについて合意する旨を宣言する場合には、改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づき、改正された条約に規定する日前に開始する課税期間又は同日前に課される租税に関する情報を既存の締約国に送付することができることを認識し、

国別報告書を改正された条約第六条の規定及び多数当局間合意に基づいて送付する国又は領域の責務はその情報が関係する受領国の課税期間又は課される租税にかかわらず、送付国の関連する報告期間を含む多数当局間合意の条件によって規律されることを確認して、

日本国政府は、日本国と改正された条約の他の締約国であって同様の宣言を行ったものとの間で、受領国における当該情報が関係する課税期間又は課される租税にかかわらず、多数当局間合意の条件に従って改正された条約を適用することを宣言する。

○農林水産省告示第千三百七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十九年六月二十三日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月二日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が平成32年6月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第11045号	化成肥料	くみあい化成肥料２号	エムシー・ファーディコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第38874号	化成肥料	リンアンK複合肥料	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第50994号	化成肥料	エーコープ苦土尿素入り複合硫加燐安S644	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第62321号	液状複合肥料	苦土ぼう素有機入り液肥リカベスト	日本肥料株式会社	大阪府和泉市府中町三丁目３番５号
生第70383号	液状複合肥料	硝安有機入り液状複合肥料835号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第72717号	化成肥料	ぼう素苦土有機入り粒状複合897	エムシー・ファーディコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第74746号	混合りん酸肥料	ぼう素入り苦土重焼燐アッ苦土混合肥料２号	上田石灰製造株式会社	岐阜県大垣市赤坂町3751番地
生第79306号	化成肥料	ゴールドオールマイティ	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第79313号	液状複合肥料	くみあい有機入り尿素複合肥料688	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
生第79317号	液状窒素肥料	石灰窒素抽出シアナミド液状肥料１号	デンカ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号